

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 新旧対照表

(別紙5)

(改定前)			(改定後)		
2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法		項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証			自己査定結果の正確性の検証	
(3) 債務者区分	(略)	1. ~ 4. (略)	(3) 債務者区分	(略)	1. ~ 4. (略)
② 要注 意先			② 要注 意先		
③ 破綻 懸念先			③ 破綻 懸念先		
		5. 貸出条件緩和債権 (本文略)			5. 貸出条件緩和債権 (本文略)

(改定前)		(改定後)	
	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ－４－９－４－３（２）、③、ハ）（注）において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記（１）イ、及びロ、に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ、（略）</p> <p>ロ、株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う。</p> <p>ハ、（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ－４－９－４－３（２）、③、ハ）（注）において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記（１）イ、及びロ、に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</p> <p>イ、（略）</p> <p>ロ、株式会社整理回収機構が策定した再生計画についても、<u>中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画と、原則として同様に扱う。</u></p> <p>ハ、（略）</p> <p><u>二、中小・零細企業等の場合、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表１）</u></p>

(改定前)			(改定後)		
		<p>(注) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 資本的劣後ローンの取扱い</p> <p>(1) 金融機関の中小・零細企業向け (注1) の要注意先債権 (要管理先への債権を含む) で、貸出債権の全部または一部を債務者の 経営改善計画の一環として、原則として以 下の要件の全てを満たす貸出金 (以下、「資</p>			<p>1. (3) ③の経営改善計画等に関する規 定を満たす計画 (以下「合理的かつ実現 可能性の高い経営改善計画」という。) が 策定されている場合には、当該計画を実 現可能性の高い抜本的な計画とみなして 差し支えない。ただし、経営改善計画の 進捗状況が計画を大幅に下回っている場 合には、合理的かつ実現可能性の高い経 営改善計画とは取り扱わない。また、経 営改善計画の検証にあたっては、上記3. 経営改善計画を踏まえて検討する必要が ある。</p> <p>(注) (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 資本的劣後ローンの取扱い</p> <p>(1) 金融機関の中小・零細企業向け (注1) の要注意先債権 (要管理先への債権を含む) で、貸出債権の全部または一部を債務者の 経営改善計画の一環として、原則として以 下の要件の全てを満たす貸出金 (以下、「資</p>

(改定前)		(改定後)			
		<p>本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（２）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を当該債務者の資本とみなすことができる。（注２）</p> <p>なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）への転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注３）と一体として行われることが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）（略）</p> <p><u>（注３）合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表１）１．（３）③の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。</u></p> <p>なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合</p>			<p>本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（２）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）を当該債務者の資本とみなすことができる。（注２）</p> <p>なお、資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）への転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体として行われることが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

(改定前)			(改定後)		
		<p><u>理的かつ実現性の高い経営改善計画とは取り扱わない。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>資本的劣後ローン (早期経営改善特例型) 及び資本的劣後ローン (准資本型) に転換された部分が貸出条件緩和債権 (要管理債権) (「自己査定」(別表1) の1. の(11) の②) に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。(資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定 (「自己査定」(別表1) の1. の(3) の②の(注)、 「償却・引当」(別表2) の1. の(1) の②のイの(注) 参照) これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示) に沿って判断するものとする。</u></p> <p>(参考)</p>			<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(参考)</p>

(改定前)			(改定後)		
		<p>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>自己査定（別表1）の1.の（3）の（注） （略）</p> <p><u>自己査定（別表1）の1.の（11）の②</u> <u>「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規則第4条）をいう。</u></p> <p><u>自己査定（別表1）の1.の（3）の②の（注）</u> <u>「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又</u></p>			<p>資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>自己査定（別表1）の1.の（3）の（注） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

(改定前)			(改定後)		
		<p><u>は一部が要管理債権である債務者をいう。ただし、要管理債権が貸出条件緩和債権のみであり、貸出条件緩和債権の全てが、本別表1.(3)(注)又は「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕7. 資本的劣後ローンにおいて資本とみなすことのできるとされている債権である債務者は、「要管理先である債務者」に該当しない。以下同じ。</u></p> <p><u>償却・引当(別表2)の1.の(1)の②のイの(注)</u></p> <p><u>「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者に対する全ての債権(要管理債権でない債権を含む)をいう。以下同じ。</u></p>			<p><u>(削除)</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>3. 検証のポイントに関する運用例</p> <p>(事例1)～(事例6) (略)</p> <p>(事例7)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア 90%、与信額:平成 14 年 2 月決算期 260 百万円)。地元有名デパートから小売店に至るまで主にタオル製品の製造・卸をしている業歴 15 年の業者である。</p> <p>業況</p> <p>海外からの安価な製品の流入等による取引先からの納入単価の切下げ要請等に耐えきれず、このため、売上高は大幅に減少し、3期連続赤字(前期 20 百万円)を計上、前々期より債務超過(前期末 40 百万円)に転落し、資金繰りも悪化しているが、条件変更による返済条件の緩和から延滞は発生していない。</p> <p>債務者は、在庫管理の徹底や人員削減等によるコストダウンに努め始めているものの、主力商品の売上げ減少の影響が大きく、その成果はなかなか現れていない。しかし前期末に開発した贈答品用の試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販を図るべく準備をしているところである。</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、厳しい業況ながら新商品による今後の収益改善を期待して、要注意先としている。</p>	<p>3. 検証のポイントに関する運用例</p> <p>(事例1)～(事例6) (略)</p> <p>(事例7)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア 90%、与信額:平成 14 年 2 月決算期 260 百万円)。地元有名デパートから小売店に至るまで主にタオル製品の製造・卸をしている業歴 15 年の業者である。</p> <p>業況</p> <p>海外からの安価な製品の流入等による取引先からの納入単価の切下げ要請等に耐えきれず、このため、売上高は大幅に減少し、3期連続赤字(前期 20 百万円)を計上、前々期より債務超過(前期末 40 百万円)に転落し、資金繰りも悪化しているが、条件変更による返済条件の緩和から延滞は発生していない。</p> <p>債務者は、在庫管理の徹底や人員削減等によるコストダウンに努め始めているものの、主力商品の売上げ減少の影響が大きく、その成果はなかなか現れていない。しかし前期末に開発した贈答品用の試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販を図るべく準備をしているところである。</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、厳しい業況ながら新商品による今後の収益改善を期待して、<u>要注意先(その他要注意先)</u>としている。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(検証ポイント) 販売力について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 長年の信用力の積み重ねにより、強固な販売基盤を有している企業の場合、新商品の販売動向が急速な業績改善につながることは十分考えられることであり、それらを債務者区分の判断に当たっての要素として勘案することは有用である。</p> <p>2. 本事例の場合、売上高が大幅に減少し、コストダウンの効果も現れず、財務内容や返済条件も悪化の一途であり、このため今後の業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>しかし、一方で、今まで培ってきた販売ルート of 強みを活かした新製品の拡販で今後の収益改善の効果が見込める場合には、こうした販売力も総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>3. 販売力の検討に当たっては、今後の売上増加が期待できるといった説明だけではなく、具体的にどのように売上の増加や収益の改善が見込めるかについて、例えば、新商品の評判、問い合わせや引き合い等が今後の収益改善にどのように寄与するのかなど、今後の需給見込み等を踏まえた収益改善計画等により検討する必要がある。こうした検討の結果、その実現可能性が高いと認められるのであれば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>なお、その実現可能性が低いと認められ、企業の資金繰りの状況や代表者等の個人資産の余力等を勘案したとしても、今後延滞の発生が見込まれるなど、事業の継</p>	<p>(検証ポイント) 販売力について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 長年の信用力の積み重ねにより、強固な販売基盤を有している企業の場合、新商品の販売動向が急速な業績改善につながることは十分考えられることであり、それらを債務者区分の判断に当たっての要素として勘案することは有用である。</p> <p>2. 本事例の場合、売上高が大幅に減少し、コストダウンの効果も現れず、財務内容や返済条件も悪化の一途であり、このため今後の業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>しかし、一方で、今まで培ってきた販売ルート of 強みを活かした新製品の拡販で今後の収益改善の効果が見込める場合には、こうした販売力も総合的に勘案して判断する必要がある。</p> <p>3. 販売力の検討に当たっては、今後の売上増加が期待できるといった説明だけではなく、具体的にどのように売上の増加や収益の改善が見込めるかについて、例えば、新商品の評判、問い合わせや引き合い等が今後の収益改善にどのように寄与するのかなど、今後の需給見込み等を踏まえた収益改善計画等により検討する必要がある。こうした検討の結果、その実現可能性が高いと認められるのであれば、<u>要注意先</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>なお、その実現可能性が低いと認められ、企業の資金繰りの状況や代表者等の個人資産の余力等を勘案したとしても、今後延滞の発生が見込まれるなど、事業の継</p>

(改定前)	(改定後)
<p>続性に懸念があるならば、破綻懸念先に相当するかを検討する必要がある。</p> <p>(事例8～10) (略)</p> <p>(事例11)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当信金メイン先(シェア80%、与信額:平成13年8月決算期50百万円)。県内に3店舗を有するラーメン専門店である。</p> <p>業況</p> <p>過去いずれの店舗も立地条件が良く業況も順調であったが、4年前に、各店舗の同一営業圏内に競合店が相次ぎ出店、2店舗の業績が急速に悪化、連続赤字を計上し、2期前から債務超過に陥っている。</p> <p>当金庫は、開業資金や改装資金に応需しているが、前期に、業績の悪化から約定返済が困難となったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受けた。これに対し、当金庫は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は店舗改装、新メニューの追加等による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した(計画では3年後に約定返済開始予定)。</p> <p>現状、計画開始から1年が経過しようとしているが、代表者の地道な努力により、業績は計画比8割以上の実績で推移し、赤字幅は縮小傾向にあるが、依然として債務超過は多額なものとなっている。現状、法人預金の取り崩し、経費削減等により資金繰りを繰り回している。</p>	<p>続性に懸念があるならば、破綻懸念先に相当するかを検討する必要がある。</p> <p>(事例8～10) (略)</p> <p>(事例11)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当信金メイン先(シェア80%、与信額:平成13年8月決算期50百万円)。県内に3店舗を有するラーメン専門店である。</p> <p>業況</p> <p>過去いずれの店舗も立地条件が良く業況も順調であったが、4年前に、各店舗の同一営業圏内に競合店が相次ぎ出店、2店舗の業績が急速に悪化、連続赤字を計上し、2期前から債務超過に陥っている。</p> <p>当金庫は、開業資金や改装資金に応需しているが、前期に、業績の悪化から約定返済が困難となったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受けた。これに対し、当金庫は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は店舗改装、新メニューの追加等による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した(計画では3年後に約定返済開始予定)。</p> <p>現状、計画開始から1年が経過しようとしているが、代表者の地道な努力により、業績は計画比8割以上の実績で推移し、赤字幅は縮小傾向にあるが、依然として債務超過は多額なものとなっている。現状、法人預金の取り崩し、経費削減等により資金繰りを繰り回している。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>自己査定 当金庫は、現状、計画比 8 割以上の実績で推移していることを踏まえ、要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント) 収支計画の具体性及び実現可能性について</p> <p>(解説) 1. 売上減少により連続して赤字を計上し、大幅な債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済能力は認められず、今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が大きい状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当するケースが多いと考えられる。しかしながら、金融機関等の支援を前提として策定された経営改善計画等が合理的で、実現可能性が高いと判断される場合には、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。 また、中小・零細企業等については、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合があり、その場合であっても、当該計画に代えて今後の業況の改善等の可能性を検討できる資料があれば、それに基づいて債務者区分の判断を行うことができると考えられる。</p> <p>2. 本事例の場合、債務者は4期連続で赤字、大幅な債務超過に陥っている。返済についても元本返済猶予の条件緩和を実施している状況にあることから、今後、返済能力の改善が見込めないならば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。しか</p>	<p>自己査定 当金庫は、現状、計画比 8 割以上の実績で推移していることを踏まえ、<u>要注意先(その他要注意先)</u>としている。</p> <p>(検証ポイント) 収支計画の具体性及び実現可能性について</p> <p>(解説) 1. 売上減少により連続して赤字を計上し、大幅な債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済能力は認められず、今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が大きい状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当するケースが多いと考えられる。しかしながら、金融機関等の支援を前提として策定された経営改善計画等が合理的で、実現可能性が高いと判断される場合には、<u>要注意先(その他要注意先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。 また、中小・零細企業等については、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合があり、その場合であっても、当該計画に代えて今後の業況の改善等の可能性を検討できる資料があれば、それに基づいて債務者区分の判断を行うことができると考えられる。</p> <p>2. 本事例の場合、債務者は4期連続で赤字、大幅な債務超過に陥っている。返済についても元本返済猶予の条件緩和を実施している状況にあることから、今後、返済能力の改善が見込めないならば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。しか</p>

(改定前)	(改定後)
<p>しながら、条件緩和の申出時に作成した収支計画に基づいて経営改善に努め、1年を経過した時点で計画比8割以上の実績で推移し、2年後には約定弁済が見込まれるなど業況の改善がほぼ計画に沿って進捗していると認められる場合には、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、債務者によっては、金融機関が債務者からのヒアリング等により経営指導計画書等を作成している場合がある。その際は、その内容について債務者が同意していることに加え、また、再建の時期は明確か、過去の実績を無視した売上・経費削減等の計画となっていないか、借入金の返済計画は妥当かなどについて、これまでの経営実績、今後の収支見込等を踏まえ、検討する必要がある。</p> <p>(事例12)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア97%、与信額:平成13年3月決算期330百万円)。関東一円を事業区域とするトラック運送業者で創業30年。その間、事業区域の拡大、営業所の設置等、業容拡大に努めてきた。当行とは創業当時の取引である。</p> <p>業況</p> <p>景気低迷による貨物輸送の絶対量の減少、また、参入基準、運賃規制等の規制緩和による競争の激化等で、ここ数年の売上は減少傾向、利益率も低下。その結果、積極的に行ってきた設備投資の金利負担が相対的に大きくなり、3期連続で赤字を計上。財務内容は倉庫部分の減価償却不足額を加味すると実質債務超過状態に陥って</p>	<p>しながら、条件緩和の申出時に作成した収支計画に基づいて経営改善に努め、1年を経過した時点で計画比8割以上の実績で推移し、2年後には約定弁済が見込まれるなど業況の改善がほぼ計画に沿って進捗していると認められる場合には、<u>要注意先(その他要注意先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、債務者によっては、金融機関が債務者からのヒアリング等により経営指導計画書等を作成している場合がある。その際は、その内容について債務者が同意していることに加え、また、再建の時期は明確か、過去の実績を無視した売上・経費削減等の計画となっていないか、借入金の返済計画は妥当かなどについて、これまでの経営実績、今後の収支見込等を踏まえ、検討する必要がある。</p> <p>(事例12)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア97%、与信額:平成13年3月決算期330百万円)。関東一円を事業区域とするトラック運送業者で創業30年。その間、事業区域の拡大、営業所の設置等、業容拡大に努めてきた。当行とは創業当時の取引である。</p> <p>業況</p> <p>景気低迷による貨物輸送の絶対量の減少、また、参入基準、運賃規制等の規制緩和による競争の激化等で、ここ数年の売上は減少傾向、利益率も低下。その結果、積極的に行ってきた設備投資の金利負担が相対的に大きくなり、3期連続で赤字を計上。財務内容は倉庫部分の減価償却不足額を加味すると実質債務超過状態に陥って</p>

(改定前)	(改定後)
<p>いる。</p> <p>当行の貸出金は割引手形と証書貸付で、前者については、その振出人は当行の優良取引先のもので特段問題はないが、後者については、大型トラック購入資金と過去の支払手形決済資金を一本化したもので、3年前から元本返済猶予の条件緩和を行っている。</p> <p>当行は、代表者から「今後は輸送販路の拡大等売上増加に向けて更なる営業努力をし、引き続き経費抑制にも努める。収益力が回復したならば、再度分割返済したい。」との申出を受けたことから、債務者側の今後の売上増加、個人資産売却による借入金及び金利負担の軽減などの経費抑制等に向けての方針、事業計画について検討し、今後3年間元本返済を猶予すれば、その後約定返済も可能との確信を得て条件緩和に応じた。代表者の話によれば、今期の決算見込では、売上は微増ながら、経費抑制の効果もあり赤字幅は縮小する見通しとのこと。今後も新規顧客の開拓等に努め、来期には黒字を計上し、約定返済も再開したいとしている。</p> <p>自己査定</p> <p>当行は、赤字幅は縮小する見通しとなったことや、長年の取引先で今後とも引き続き支援方針であることから、要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>経営改善状況と今後の見通しについて</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上の減少により連続して赤字を計上している等業況不振が続ぎ、減価償</p>	<p>いる。</p> <p>当行の貸出金は割引手形と証書貸付で、前者については、その振出人は当行の優良取引先のもので特段問題はないが、後者については、大型トラック購入資金と過去の支払手形決済資金を一本化したもので、3年前から元本返済猶予の条件緩和を行っている。</p> <p>当行は、代表者から「今後は輸送販路の拡大等売上増加に向けて更なる営業努力をし、引き続き経費抑制にも努める。収益力が回復したならば、再度分割返済したい。」との申出を受けたことから、債務者側の今後の売上増加、個人資産売却による借入金及び金利負担の軽減などの経費抑制等に向けての方針、事業計画について検討し、今後3年間元本返済を猶予すれば、その後約定返済も可能との確信を得て条件緩和に応じた。代表者の話によれば、今期の決算見込では、売上は微増ながら、経費抑制の効果もあり赤字幅は縮小する見通しとのこと。今後も新規顧客の開拓等に努め、来期には黒字を計上し、約定返済も再開したいとしている。</p> <p>自己査定</p> <p>当行は、赤字幅は縮小する見通しとなったことや、長年の取引先で今後とも引き続き支援方針であることから、要注意先(その他要注意先)としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>経営改善状況と今後の見通しについて</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上の減少により連続して赤字を計上している等業況不振が続ぎ、減価償</p>

(改定前)	(改定後)
<p>却不足額も加味すると実質債務超過の状態にあり、かつ借入金の返済も事実上延滞の状態にある債務者については、一般的には、返済能力は認められず、今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が高い状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>2. 本事例の場合、金融機関が当該条件緩和を実施する際に、債務者の今後の収支見込み等を基に返済能力を検討した事業計画等に沿った形で業況が推移し、今期になってその兆しが見えてきたと考えられる。今後も業況の改善が見込まれ、さらに借入金の約定返済に向けた動きが見込まれると判断できるのであれば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、債務者が作成した経営改善計画や収支計画等によって確認することが望ましいが、それがない場合であっても、例えば、本事例のように、金融機関が返済条件の緩和を行う際、債務者の今後の収支見込等を基に返済能力を検討した資料等で確認することもできると考えられる。その際、債務者の今後の収支見込等については、具体的かつ現実的なものかを過去の実績等も踏まえて確認する必要がある。</p> <p>また、当該業種の特性として、一般的に、車両、倉庫等への投資が大きく、固定資産比率が高いため、減価償却不足の状況、また、顧客からの回収不能債権(運賃)の状況等、正確な財務内容(実質債務超過の解消の可能性)も合わせて検討する必要がある。</p>	<p>却不足額も加味すると実質債務超過の状態にあり、かつ借入金の返済も事実上延滞の状態にある債務者については、一般的には、返済能力は認められず、今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が高い状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>2. 本事例の場合、金融機関が当該条件緩和を実施する際に、債務者の今後の収支見込み等を基に返済能力を検討した事業計画等に沿った形で業況が推移し、今期になってその兆しが見えてきたと考えられる。今後も業況の改善が見込まれ、さらに借入金の約定返済に向けた動きが見込まれると判断できるのであれば、<u>要注意先(その他要注意先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、債務者が作成した経営改善計画や収支計画等によって確認することが望ましいが、それがない場合であっても、例えば、本事例のように、金融機関が返済条件の緩和を行う際、債務者の今後の収支見込等を基に返済能力を検討した資料等で確認することもできると考えられる。その際、債務者の今後の収支見込等については、具体的かつ現実的なものかを過去の実績等も踏まえて確認する必要がある。</p> <p>また、当該業種の特性として、一般的に、車両、倉庫等への投資が大きく、固定資産比率が高いため、減価償却不足の状況、また、顧客からの回収不能債権(運賃)の状況等、正確な財務内容(実質債務超過の解消の可能性)も合わせて検討する必要がある。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(事例13)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)。市内に1店舗を有する飲食店(仕出弁当を含む)である。</p> <p>業況</p> <p>店舗が旧国道に面していることに加え、駐車場が手狭なこともあり、近年売上が減少し連続して赤字を計上し、債務超過状況に陥っている状況にある。</p> <p>当金庫は、改装資金等に応需しているが、前々期に、業績の悪化から約定返済が困難となったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(3年間の元本返済猶予)の申し出を受けた。これに対し、当金庫は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は不採算部門である飲食業からの撤退と仕出弁当への特化による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した。</p> <p>しかしながら、前々期は、売上は当初計画の1/2、また、利益についても黒字化することができず、少額の赤字の状況にあった。</p> <p>前期には、金融機関と債務者が売上の未達成原因を分析し、営業力の不足によるものであるとの判断により、懸命なPR活動と営業に力を入れた結果、売上・利益ともに、計画比で7割程度の達成状況となっている。</p> <p>債務者は、今期に入っても積極的な営業展開を進めており、売上の増加も見込めるとし、来年度からは、更なる返済期間の延長が必要なものの、約定返済も再開したいとしている。</p> <p>自己査定</p>	<p>(事例13)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)。市内に1店舗を有する飲食店(仕出弁当を含む)である。</p> <p>業況</p> <p>店舗が旧国道に面していることに加え、駐車場が手狭なこともあり、近年売上が減少し連続して赤字を計上し、債務超過状況に陥っている状況にある。</p> <p>当金庫は、改装資金等に応需しているが、前々期に、業績の悪化から約定返済が困難となったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(3年間の元本返済猶予)の申し出を受けた。これに対し、当金庫は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は不採算部門である飲食業からの撤退と仕出弁当への特化による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した。</p> <p>しかしながら、前々期は、売上は当初計画の1/2、また、利益についても黒字化することができず、少額の赤字の状況にあった。</p> <p>前期には、金融機関と債務者が売上の未達成原因を分析し、営業力の不足によるものであるとの判断により、懸命なPR活動と営業に力を入れた結果、売上・利益ともに、計画比で7割程度の達成状況となっている。</p> <p>債務者は、今期に入っても積極的な営業展開を進めており、<u>売上・利益ともに増加が見込めるとし</u>、来年度からは、更なる返済期間の延長が必要なものの、約定返済も再開したいとしている。</p> <p>自己査定</p>

(改定前)	(改定後)
<p>当金庫は、前々期に作成した事業計画の達成は困難なものの、今後の事業展開は明確であり、更なる返済期間の延長が必要なものの、約定返済も再開することから、<u>要注意先(要管理先)</u>としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。</p> <p>2. 本事例の場合、金融機関が当該条件緩和を実施する際に、債務者の今後の収支見込み等を基に返済能力を検討した事業計画等に沿った形で業況が推移していない。しかしながら、前期より売上低迷原因の分析を実施し、即時に改善のための<u>実行を図り</u>、大幅な赤字体質からの脱却が図られている状況にある。今後も仕出弁当部門については、現状程度で推移すると見込まれ、十分なキャッシュフローが確保され借入金の約定返済に向けた動きが見込まれると判断できるのであれば、当初の事業計画等</p>	<p>当金庫は、前々期に作成した収支計画は前期まで達成できておらず、更なる返済期限の延長が必要なものの、前期から経営改善が進んでおり、今後の経営改善も見込まれ、約定返済も再開することから、<u>要注意先(その他要注意先)</u>としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。</p> <p>2. 本事例の場合、金融機関が当該条件緩和を実施する際に、債務者の今後の収支見込み等を基に返済能力を検討した事業計画等に沿った形で業況が推移していない。しかしながら、前期より売上低迷原因の分析を実施し、即時に改善のための<u>対応を行い</u>、大幅な赤字体質からの脱却が図られている状況にある。今後も仕出弁当部門については、現状程度で推移すると見込まれ、十分なキャッシュフローが確保され借入金の約定返済に向けた動きが見込まれると判断できるのであれば、当初の事業計画等</p>

(改定前)	(改定後)
<p>の達成が困難であったとしても直ちに破綻懸念先には該当せず、<u>要注意先(要管理先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>(追加)</p> <p>3. なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模・人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が現実的なものかを判断する必要がある。</p> <p>(事例14)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当組合メイン先(シェア100%、与信額:80百万円)。スキー場の周辺でスキー客を主な顧客とするロッジを経営している。</p> <p>業況</p> <p>近年、ロッジの老朽化等から宿泊客が減少したことにより、連続して赤字を計上し債務超過に陥っている状況にある。</p> <p>当信組は、開業資金に応需しているが、3年前に業績悪化から約定返済が困難に</p>	<p>の達成が困難であったとしても直ちに破綻懸念先には該当せず、<u>要注意先(その他要注意先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>(注)経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際に、<u>キャッシュフローの見通しをより重視することにより、要注意先(経営改善計画は合理的かつ実現可能性が高い)と判断できる場合には、貸出条件緩和債権には該当しない。</u></p> <p>3. なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模・人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が現実的なものかを判断する必要がある。</p> <p>(事例14)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当組合メイン先(シェア100%、与信額:80百万円)。スキー場の周辺でスキー客を主な顧客とするロッジを経営している。</p> <p>業況</p> <p>近年、ロッジの老朽化等から宿泊客が減少したことにより、連続して赤字を計上し債務超過に陥っている状況にある。</p> <p>当信組は、開業資金に応需しているが、3年前に業績悪化から約定返済が困難に</p>

(改定前)	(改定後)
<p>なったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受けた。</p> <p>これに対し、当信組は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は宿泊客の減少を食い止めるために、ロッジの増改築や新たな顧客獲得のための宣伝活動等による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した。</p> <p>策定した経営改善計画を実行した結果、1年目、2年目の実績は計画比9割程度達成したが、3年目の今期、暖冬に加えスキー場の人工降雪機の故障も重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、ロッジの経営もその影響を受けたため、売上高は計画比で3割程度しか達成できず、返済キャッシュフローについてはほとんどない状態である。なお、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入する予定である。</p> <p>自己査定</p> <p>当信組は、今期は計画比3割程度の達成であったが、今後、スキー場も従来どおりの営業が見込まれることから、ロッジの経営も安定的に推移し、計画比8割以上を達成する可能性が高いことを踏まえ、<u>要注意先(要管理先)</u>としている。</p> <p>なお、今期の低迷により当初の計画期間は2～3年程度延びることになる。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計</p>	<p>なったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受けた。</p> <p>これに対し、当信組は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は宿泊客の減少を食い止めるために、ロッジの増改築や新たな顧客獲得のための宣伝活動等による<u>5年後の黒字化、債務超過解消</u>を折り込んだ収支計画を策定、提出した。</p> <p>策定した経営改善計画を実行した結果、1年目、2年目の実績は計画比9割程度達成したが、3年目の今期、暖冬に加えスキー場の人工降雪機の故障も重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、ロッジの経営もその影響を受けたため、売上高は計画比で3割程度しか達成できず、返済キャッシュフローについてはほとんどない状態である。なお、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入する予定である。</p> <p>自己査定</p> <p>当信組は、今期は計画比3割程度の達成であったが、今後、スキー場も従来どおりの営業が見込まれることから、ロッジの経営も安定的に推移し、計画比8割以上を達成する可能性が高いことを踏まえ、<u>要注意先(その他要注意先)</u>としている。</p> <p>なお、今期の低迷により当初の計画期間は2～3年程度延びることになる。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について</p> <p>(解説)</p> <p>1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計</p>

(改定前)	(改定後)
<p>画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。</p> <p>2. 本事例の場合、暖冬に加え人工降雪機の故障なども重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、その影響からロッジの経営も計画比3割程度と大幅な未達となったが、1年目、2年目は計画比で9割程度の実績で推移していること、また、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入し、暖冬の際にも対応できる対策をとっていることから、来期以降は、計画比で8割以上の達成が見込まれる状況である。</p> <p>よって、今期は計画比で大幅な未達となり、当初の経営改善計画自体は今期の低迷により、計画期間が2～3年程度延びることになったが、そのことをもって直ちに破綻懸念先とはならず、来期以降、計画に沿って業況が安定的に推移し改善が見込まれるならば要注意先(要管理先)に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況や計画期間の延長のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が、現実的なものかを判断する必要がある。</p>	<p>画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。</p> <p>2. 本事例の場合、暖冬に加え人工降雪機の故障なども重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、その影響からロッジの経営も計画比3割程度と大幅な未達となったが、1年目、2年目は計画比で9割程度の実績で推移していること、また、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入し、暖冬の際にも対応できる対策をとっていることから、来期以降は、計画比で8割以上の達成が見込まれる状況である。</p> <p>よって、今期は計画比で大幅な未達となり、当初の経営改善計画自体は今期の低迷により、計画期間が2～3年程度延びることになったが、そのことをもって直ちに破綻懸念先とはならず、来期以降、計画に沿って業況が安定的に推移し改善が見込まれるならば要注意先(その他要注意先)に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>3. なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況や計画期間の延長のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が、現実的なものかを判断する必要がある。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(事例15)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア 80%、与信額:平成 13 年 3 月決算期 2,000 百万円)。地場の土木建設業者である。</p> <p>業況</p> <p>官庁工事主体(約 70%)に取り組んでいるが、公共事業の低迷などから受注高が減少し、売上(前期 2,000 百万円)は前期比横ばいとなっている。当期利益は、バブル期に傾斜した株式投資の失敗による借入負担もあり毎期わずかな黒字(毎期 3 百万円程度)を計上している。ただし、当該株式等の含み損を加味すると実質債務超過額は多額(800 百万円)なものとなっている。当行の貸出金は手貸、証貸とも金利のみの支払いで期日一括返済を繰り返しているなど、元本返済猶予状態である。</p> <p>自己査定</p> <p>当行は、自己査定において、①金利は支払ってもらっていること、②投資株式は全て担保として徴求しており、今後、株式価格が好転した銘柄から徐々に処分して回収を図る方針であること、③長年の取引先であり、当行メイン行であり今後も引き続き支援方針であることから、要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>支援の意思と再建の可能性について</p> <p>(解説)</p>	<p>(事例15)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア 80%、与信額:平成 13 年 3 月決算期 2,000 百万円)。地場の土木建設業者である。</p> <p>業況</p> <p>官庁工事主体(約 70%)に取り組んでいるが、公共事業の低迷などから受注高が減少し、売上(前期 2,000 百万円)は前期比横ばいとなっている。当期利益は、バブル期に傾斜した株式投資の失敗による借入負担もあり毎期わずかな黒字(毎期 3 百万円程度)を計上している。ただし、当該株式等の含み損を加味すると実質債務超過額は多額(800 百万円)なものとなっている。当行の貸出金は手貸、証貸とも金利のみの支払いで期日一括返済を繰り返しているなど、元本返済猶予状態である。</p> <p>自己査定</p> <p>当行は、自己査定において、①金利は支払ってもらっていること、②投資株式は全て担保として徴求しており、今後、株式価格が好転した銘柄から徐々に処分して回収を図る方針であること、③長年の取引先であり、当行メイン行であり今後も引き続き支援方針であることから、<u>要注意先(その他要注意先)</u>としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>支援の意思と再建の可能性について</p> <p>(解説)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>1. 一般的に、業況不振、財テク失敗などによる実質大幅債務超過の状態や、実質的な元本の延滞状態に陥っている債務者は、経営難の状態にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>2. 一方で、金融機関によっては本事例のように、業況が相当悪化している中であっても、メイン行ということや、長年の取引先であり金融支援を続けていく方針ということにより債務者区分を行っている場合がある。</p> <p>しかしながら、金融機関の支援の意思というものは、債務者の実態的な財務内容や収益性、貸出条件及びその履行状況等をもとに再建の可能性の有無を金融機関として検討した結果得られるものであって、支援の意思のみをもって債務者区分の判断を行うことは適当ではないと考えられる。</p> <p>3. したがって検査においては、金融機関側が債務者の再建の可能性の有無をどのように捉えているのか確認する必要がある。</p> <p>特に、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、債務者に詳細な経営改善計画等を求めることは困難な点もあるが、債務者を取り巻く厳しい経営環境を前提に、単に株価の好転のみに期待することなく、有価証券の処理方針や企業再建の可能性について金融機関がどのように債務者の実態を把握しているかについて十分確認する必要がある。</p> <p>その際、重要となる点は、本業の収益力の見通しであり、そのためには、現行の手持ち工事の状況、過去の実績に照らした今後の受注見込等に基づく今後の収支見込を把握する必要がある。</p> <p>また、業況が相当悪化している場合、他の金融機関の貸出金の履行状況について</p>	<p>1. 一般的に、業況不振、財テク失敗などによる実質大幅債務超過の状態や、実質的な元本の延滞状態に陥っている債務者は、経営難の状態にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。</p> <p>2. 一方で、金融機関によっては本事例のように、業況が相当悪化している中であっても、メイン行ということや、長年の取引先であり金融支援を続けていく方針ということにより債務者区分を行っている場合がある。</p> <p>しかしながら、金融機関の支援の意思というものは、債務者の実態的な財務内容や収益性、貸出条件及びその履行状況等をもとに再建の可能性の有無を金融機関として検討した結果得られるものであって、支援の意思のみをもって債務者区分の判断を行うことは適当ではないと考えられる。</p> <p>3. したがって検査においては、金融機関側が債務者の再建の可能性の有無をどのように捉えているのか確認する必要がある。</p> <p>特に、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、債務者に詳細な経営改善計画等を求めることは困難な点もあるが、債務者を取り巻く厳しい経営環境を前提に、単に株価の好転のみに期待することなく、有価証券の処理方針や企業再建の可能性について金融機関がどのように債務者の実態を把握しているかについて十分確認する必要がある。</p> <p>その際、重要となる点は、本業の収益力の見通しであり、そのためには、現行の手持ち工事の状況、過去の実績に照らした今後の受注見込等に基づく今後の収支見込を把握する必要がある。</p> <p>また、業況が相当悪化している場合、他の金融機関の貸出金の履行状況について</p>

(改定前)	(改定後)
<p>も確認する必要がある。</p> <p>上記のような検討の結果、今後の本業による収益見込や個人資産等を総合的に勘案し、経営再建の可能性が高いと判断されるならば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>(事例16～21) (略)</p> <p>(事例22)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額120百万円)。当地の代表的な老舗和菓子の製造販売業者で代表者は地元の有力者である。地元デパートでの販売の他、観光客を主な顧客とした多店舗展開(3店舗)を図っている。</p> <p>業況</p> <p>景気低迷の中、観光客相手の土産物を中心に売上が減少していることに加え、取引先の倒産の影響もあり、3期前から赤字転落、今期は債務超過に陥っている。</p> <p>当金庫は運転資金(手貸20百万円)のほか、店舗開業資金(証貸100百万円)に 応需しているが、業績の悪化から約定返済が困難になったとして、代表者は不採算店舗の閉鎖や取引先の選別などによる黒字化を折り込んだ収支計画を策定し、当金庫に対して店舗開業資金の返済額を大幅に軽減(約60%減)し、かつ最終期日に元本しわ寄せ(当初借入の約50%)とする条件変更を要請し、当金庫も代表者の信用力等を勘案しこれに応じた。</p> <p>なお、代表者は、事業以外の負債は有しておらず、担保に提供していない土地等の</p>	<p>も確認する必要がある。</p> <p>上記のような検討の結果、今後の本業による収益見込や個人資産等を総合的に勘案し、経営再建の可能性が高いと判断されるならば、<u>要注意先(その他要注意先)</u>に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>(事例16～21) (略)</p> <p>(事例22)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額120百万円)。当地の代表的な老舗和菓子の製造販売業者で代表者は地元の有力者である。地元デパートでの販売の他、観光客を主な顧客とした多店舗展開(3店舗)を図っている。</p> <p>業況</p> <p>景気低迷の中、観光客相手の土産物を中心に売上が減少していることに加え、取引先の倒産の影響もあり、3期前から赤字転落、今期は債務超過に陥っている。</p> <p>当金庫は運転資金(手貸20百万円)のほか、店舗開業資金(証貸100百万円)に 応需しているが、業績の悪化から約定返済が困難になったとして、代表者は不採算店舗の閉鎖や取引先の選別などによる黒字化を折り込んだ収支計画を策定し、当金庫に対して店舗開業資金の返済額を大幅に軽減(約60%減)し、かつ最終期日に元本しわ寄せ(当初借入の約50%)とする条件変更を要請し、当金庫も代表者の信用力等を勘案しこれに応じた。</p> <p>なお、代表者は、事業以外の負債は有しておらず、担保に提供していない土地等の</p>

(改定前)	(改定後)
<p>遊休不動産(処分可能見込み額ベース)を50百万円程度有している。(当該遊休不動産に抵当権は付されていない。)</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されるものの、黒字化を折り込んだ収支計画等を勘案し、債務者区分は要注意先とした。</p> <p>しかしながら、店舗開業資金の条件変更については、担保不動産(処分可能見込み額ベース)で6割保全されており、残りの4割についても、金庫は代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できていることから、個人資産等も勘案すれば信用リスクは極めて低く算定されることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に</p>	<p>遊休不動産(処分可能見込み額ベース)を50百万円程度有している。(当該遊休不動産に抵当権は付されていない。)</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されるものの、黒字化を折り込んだ収支計画等を勘案し、債務者区分は要注意先とした。</p> <p>しかしながら、店舗開業資金の条件変更については、担保不動産(処分可能見込み額ベース)で6割保全されており、残りの4割についても、金庫は代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できていることから、個人資産等も勘案すれば信用リスクは極めて低く算定されることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて</p> <p>(解説)</p> <p>1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に</p>

(改定前)	(改定後)
<p>関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>2. 本別冊において述べられている通り、中小・零細企業については、不動産担保などに加え、代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できている場合には個人資産等も勘案することができると考えられることから、当該貸出金は最終的な回収には懸念はなく、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。</p> <p>3. したがって、本事例のように不動産担保等により保全されていることから信用リスクが極めて低い水準になるものと考えられる貸出金については、条件変更時の貸出金の金利水準が金融機関の調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回るような場合を除き、原則として、当該貸出金については、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。</p> <p>(追加)</p>	<p>関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>2. 本別冊において述べられている通り、中小・零細企業については、不動産担保などに加え、代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できている場合には個人資産等も勘案することができると考えられることから、当該貸出金は最終的な回収には懸念はなく、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。</p> <p>3. したがって、本事例のように不動産担保等により保全されていることから信用リスクが極めて低い水準になるものと考えられる貸出金については、条件変更時の貸出金の金利水準が金融機関の調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回るような場合を除き、原則として、当該貸出金については、貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。</p> <p>4. <u>なお、本事例のように黒字化を織り込んだ収支計画等が策定されている場合には、条件変更時の貸出金の金利水準が金融機関の調達コストを下回るような場合であっても、収支計画等が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たしていれば、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないと考えられる。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(事例23)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)で、地元¹に本社を置く老舗の靴小売店である。</p> <p>業況</p> <p>債務者は、景気の低迷から徐々に売上が減少するとともに、量販店の進出の影響もあって、大幅な経常赤字状況を余儀なくされていた。また、3年前には、後継者である長男が長年の不良在庫を一掃し、海外の人気ブランドを中心とする売り場を中心とした営業への切り替えのため、当時の返済金額を軽減し最終返済期限を当初約定より7年程度延長する条件変更を金庫に要請してきた。</p> <p>当金庫では、債務者とのこれまでの取引関係や今後の営業についても、後継者である長男が中心となっている点などを勘案し、これに応じたところである。</p> <p>当年度の債務者の状況は、当地では手に入りにくい海外人気ブランドの好調やリストラ等により、赤字体質からの脱却できる状況となったところである。しかしながら、債務超過の解消には、今後5年程度を有する状況にある。</p> <p>なお、担保により債務の半分程度は、保全されている状況にある。</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫では、赤字体質は脱却したものの、現時点では条件変更前の状況に回復していないこと、大幅な債務超過の解消には長期間有することから、債務者区分は要注意先とした。</p>	<p>(事例23)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)で、地元¹に本社を置く老舗の靴小売店である。</p> <p>業況</p> <p>債務者は、景気の低迷から徐々に売上が減少するとともに、量販店の進出の影響もあって、大幅な経常赤字状況を余儀なくされていた。また、3年前には、後継者である長男が長年の不良在庫を一掃し、海外の人気ブランドを中心とする売り場を中心とした営業への切り替えのため、当時の返済金額を軽減し最終返済期限を当初約定より7年程度延長する条件変更を金庫に要請してきた。</p> <p>当金庫では、債務者とのこれまでの取引関係や今後の営業についても、後継者である長男が中心となっている点などを勘案し、これに応じたところである。</p> <p>当年度の債務者の状況は、当地では手に入りにくい海外人気ブランドの好調やリストラ等により、赤字体質からの脱却できる状況となったところである。しかしながら、債務超過の解消には、今後10年程度を有する状況にある。</p> <p>なお、担保により債務の半分程度は、保全されている状況にある。</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫では、赤字体質は脱却したものの、現時点では条件変更前の状況に回復していないこと、大幅な債務超過の解消には長期間有することから、債務者区分は要注意先とした。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>しかしながら、当金庫では信用格付けに基づくリスク管理体制を整備し、債務者の状況は3年前の格付けから上位に遷移しており(要注意先の中で)、担保保全状況等を加味した実質的な利回りが上位遷移後の債務者に対する基準金利に比して高位にあることから、本年度からは貸出条件緩和債権には該当しないと判断している。</p> <p>(検証ポイント) 債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)</p> <p>(解説) 1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないというものである。</p>	<p>しかしながら、当金庫では信用格付けに基づくリスク管理体制を整備し、債務者の状況は3年前の格付けから上位に遷移しており(要注意先の中で)、担保保全状況等を加味した実質的な利回りが上位遷移後の債務者に対する基準金利に比して高位にあることから、本年度からは貸出条件緩和債権には該当しないと判断している。</p> <p>(検証ポイント) 債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)</p> <p>(解説) 1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、元本返済猶予債権(元本の支払を猶予した貸出金)のうち、貸出条件緩和債権に該当するものとして「当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権」が考えられるとしている。</p> <p>これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)に該当しないというものである。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>2. 貸出条件緩和債権からの上位遷移については、貸出条件を緩和した後に債務者の状況が好転し信用リスクが軽減すれば、その時点における基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかにより貸出条件緩和債権に該当しないか否かを判断することが必要である。</p> <p>したがって、本事例のように債務者の状況が好転し、キャッシュフローが回復している場合には、好転した債務者の状況に応じた基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているのであれば、原則として、貸出条件緩和債権には該当しない。</p> <p>3. <u>なお、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に当たっては、信用保証協会の保証に代表される保証状況や担保の状況、代表者の資産提供意思などを総合的に勘案し判断することが必要である。</u></p> <p>本事例においては、担保保全状況が総借入の半分程度であることから、総合的な利回りについては、信用リスクが半減されていることを踏まえて算出している。</p> <p>(追加)</p>	<p>2. 貸出条件緩和債権からの上位遷移については、貸出条件を緩和した後に債務者の状況が好転し信用リスクが軽減すれば、その時点における基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかにより貸出条件緩和債権に該当しないか否かを判断することが必要である。</p> <p>したがって、本事例のように債務者の状況が好転し、キャッシュフローが回復している場合には、好転した債務者の状況に応じた基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているのであれば、原則として、貸出条件緩和債権には該当しない。</p> <p>3. <u>基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に当たっては、信用保証協会の保証に代表される保証状況や担保の状況、代表者の資産提供意思などを総合的に勘案し判断することが必要である。</u></p> <p>本事例においては、担保保全状況が総借入の半分程度であることから、総合的な利回りについては、信用リスクが半減されていることを踏まえて算出している。</p> <p>4. <u>なお、本事例のように赤字体質を脱却し、10年程度で債務超過の解消が見込まれている場合には、好転した債務者の状況に応じた基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない場合であっても、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が策定されていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えないと考えられる。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>(事例24)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア65%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)。ホテル業を営んでいる。</p> <p>業況</p> <p>債務者は、地元では数少ない多彩な装置を有する結婚式場を併営するホテルとして、営業を行ってきたが、価格設定が高いこともあって、長引く景気の低迷や近郊への競合店の進出等により、売り上げ、利益とも伸び悩み、経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、財務状況が実質債務超過(350百万円)である。</p> <p>債務者は、中小企業再生支援協議会の支援のもと、ホテル業界に精通した中小企業診断士や公認会計士などの外部専門家も活用の上、計画実施に必要な全ての関係者の同意を得て、価格設定の全面見直し、外部委託費や人件費等の経費削減等による事業面、及び、地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)、既存借入金のリスケジュール(元金返済期間を2倍に延長)など財務面での改善による再建計画を策定し、これらの計画の実施により、3年程度で正常先となる見込みである。</p> <p>自己査定</p> <p>当行としては、元金返済期間を延長しているものの、中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③.ハ)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区</p>	<p>(事例24)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア65%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)。ホテル業を営んでいる。</p> <p>業況</p> <p>債務者は、地元では数少ない多彩な装置を有する結婚式場を併営するホテルとして、営業を行ってきたが、価格設定が高いこともあって、長引く景気の低迷や近郊への競合店の進出等により、売り上げ、利益とも伸び悩み、経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、財務状況が実質債務超過(350百万円)である。</p> <p>債務者は、中小企業再生支援協議会の支援のもと、ホテル業界に精通した中小企業診断士や公認会計士などの外部専門家も活用の上、計画実施に必要な全ての関係者の同意を得て、価格設定の全面見直し、外部委託費や人件費等の経費削減等による事業面、及び、地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)、既存借入金のリスケジュール(元金返済期間を2倍に延長)など財務面での改善による再建計画を策定し、これらの計画の実施により、5年程度で正常先となる見込みである。</p> <p>自己査定</p> <p>当行としては、元金返済期間を延長しているものの、中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③.ハ)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区</p>

(改定前)	(改定後)
<p>分については、その他要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント) 経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)</p> <p>(解説) 1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。 また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。 特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされている。</p>	<p>分については、その他要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント) 経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)</p> <p>(解説) 1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。 また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。 特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、<u>債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕(5. 貸出条件緩和債権(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準二.)を参照することとされている。</u></p>

(改定前)	(改定後)
<p>2. 本事例については、</p> <p>① 中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること</p> <p>② 当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</p> <p>③ <u>地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。</u></p> <p>等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③.ハの要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3. 今後、<u>当該債務者が経営改善計画に沿った、概ね順調な経営が行えない場合には、当該債務者の信用リスクは上昇し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されない状況になれば、再び貸出条件緩和債権となることも考えられるので、経営改善計画の進捗状況についても、引き続き、検証する必要がある。</u></p> <p>なお、中小企業再生支援協議会の策定支援した計画の実施状況については、一定期間経過後に専門家によるモニタリングを行うことになっており、計画の実施をより確実なものにするため、その後のモニタリング状況の調査結果の検証も重要である。</p>	<p>2. 本事例については、</p> <p>① 中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること</p> <p>② 当該経営再建計画の実施により概ね5年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③.ハの要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p> <p>3. 今後、<u>経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回った場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たすように計画の見直しを行わない限り、再び貸出条件緩和債権となることも考えられるので、経営改善計画の進捗状況についても、引き続き、検証する必要がある。</u></p> <p>なお、中小企業再生支援協議会の策定支援した計画の実施状況については、一定期間経過後に専門家によるモニタリングを行うことになっており、計画の実施をより確実なものにするため、その後のモニタリング状況の調査結果の検証も重要である。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(事例25)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当行メイン先(シェア60%、与信額:平成15年3月決算期400百万円)。地元で食品製造業を営んでおり、飲食店も経営している。</p> <p>業況</p> <p>債務者は、主力商品の消費者離れ等により、年々売り上げが落ち込み、経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、財務状況が実質債務超過(200百万円)である。</p> <p>債務者は、金融機関との企業再生についての協議を実施した結果、製造技術に詳しい技術士や中小企業診断士などの外部専門家を活用の上、計画実施に必要な全ての関係者の同意を得て、品種絞り込み及び製造工程の見直しによるコスト削減、経営者からの私財の提供、遊休不動産の処分等による長期借入金の圧縮、リスケジュール(元金返済期間を2倍に延長)による再生計画を策定し、これらの計画の実施により、5年程度で正常先となる見込みであった。</p> <p>現状、計画開始から1年が経過しようとしているが、計画実施後、債務者から毎月資金繰り表等の財務状況の報告がなされ、また、半期ごとに外部専門家によるモニタリングを行った結果、概ね計画どおりの進捗が確認され、経費削減効果等により今後3年程度で正常先となることが見込まれる。</p> <p>自己査定</p> <p>当行としては、元金返済期間を延長しているものの、現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されてい</p>	<p>(削除)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>る(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p><u>経営再建計画に沿った経営再建が開始されている場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)</u></p> <p>(解説)</p> <p>1. <u>貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において規定されている。</u></p> <p><u>また、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針では、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、金融経済情勢等の変化により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。</u></p> <p><u>特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性</u></p>	

(改定前)	(改定後)
<p><u>の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。</u></p> <p>2. <u>本事例については、</u></p> <p>① <u>金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画については、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていると考えられること</u></p> <p>② <u>当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</u></p> <p>③ <u>長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。</u></p> <p><u>等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③.ハの要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</u></p> <p>3. <u>なお、今後、当該債務者が経営改善計画に沿った、概ね順調な経営が行えない場合には、当該債務者の信用リスクは上昇し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されない状況になれば、再び貸出条件緩和債権となることも考えられるので、経営改善計画の進捗状況についても、引き続き、検証する必要がある。</u></p>	

(改定前)	(改定後)
<p>(事例26)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)主に食料品を扱うスーパーを現在4店舗を営んでいる。</p> <p>業況</p> <p>店舗別の業況をみると、2店舗については概ね黒字を達成しているものの、残りの2店舗については、近隣に大手小売店が新店舗を開店した影響を受けて売上が落ち込み、また、店舗取得時の借入負担が重いこともあって、前期末まで3期連続して大幅な赤字、小幅な資産超過の状況となっていた。</p> <p>このような中で、当金庫は、債務者の経営支援を図る目的から、元本返済猶予(300百万円)を行ってきており、当該債権については、貸出条件緩和債権としてきた。</p> <p>今般、当金庫は、同社の経営再建を図るため、同社と協力して、不採算店舗の閉鎖及び店舗建物の処分、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的な見直し、役員やその親族に対する報酬・給与の制限等を中心とした実現性の高い経営再建計画を策定した。また、この計画にあたっては、同社に対する債権の一部(不採算店舗の閉鎖による特別損失計上により今期末債務超過部分の75百万円)を一定の条件((注)参照)を付した債権(以下「資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)」)という)に転換することを約した。</p> <p>(注)一定の条件について</p> <p>① 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)についての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること</p> <p>② 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)への転換時に存在する他の全ての債権及び計画中に新たに発生することが予定されている債権が完済された後に償還が開始すること</p>	<p>(事例26)</p> <p>概況</p> <p>債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)主に食料品を扱うスーパーを現在4店舗を営んでいる。</p> <p>業況</p> <p>店舗別の業況をみると、2店舗については概ね黒字を達成しているものの、残りの2店舗については、近隣に大手小売店が新店舗を開店した影響を受けて売上が落ち込み、また、店舗取得時の借入負担が重いこともあって、前期末まで3期連続して大幅な赤字、小幅な資産超過の状況となっていた。</p> <p>このような中で、当金庫は、債務者の経営支援を図る目的から、元本返済猶予(300百万円)を行ってきており、当該債権については、貸出条件緩和債権としてきた。</p> <p>今般、当金庫は、同社の経営再建を図るため、同社と協力して、不採算店舗の閉鎖及び店舗建物の処分、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的な見直し、役員やその親族に対する報酬・給与の制限等を中心とした合理的かつ実現性の高い経営改善計画を策定した。また、この計画にあたっては、同社に対する債権の一部(不採算店舗の閉鎖による特別損失計上により今期末債務超過部分の75百万円)を一定の条件((注)参照)を付した債権(以下「資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)」)という)に転換することを約した。</p> <p>(注)一定の条件について</p> <p>① 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)についての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること</p> <p>② 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)への転換時に存在する他の全ての債権及び計画中に新たに発生することが予定されている債権が完済された後に償還が開始すること</p>

(改定前)	(改定後)
<p>③ 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること</p> <p>④ 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること</p> <p>⑤ 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)が、④その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなし、経営再建計画を立案し、債務者区分については要注意先とした。また、<u>本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。</u></p> <p>なお、当金庫は資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当てについては、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)のうち、準株式法(市場価格のない株式又は種類株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する方法)により、100%の引当を実施している。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>要注意(要管理)先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)に転換した場合の取扱い</p>	<p>③ 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること</p> <p>④ 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること</p> <p>⑤ 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)が、④その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること</p> <p>自己査定</p> <p>当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなし、経営改善計画を立案し、債務者区分については要注意先とした。また、<u>合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が策定されていることから、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。</u></p> <p>なお、当金庫は資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当てについては、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)のうち、準株式法(市場価格のない株式又は種類株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する方法)により、100%の引当を実施している。</p> <p>(検証ポイント)</p> <p>要注意(要管理)先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)に転換した場合の取扱い</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(解説)</p> <p>1. 本事例において、当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)については、検証ポイント(7. 資本的劣後ローンの取扱い)の要件を全て満たしているのであれば、債務者区分や貸出条件緩和債権の判断において、当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を当該債務者の資本としてみなすことができると考えられる。</p> <p>債務者区分については、その財務内容は、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本としてみなせば、問題がある状況にはないものの、業況については、事業再生が緒についたばかりであり、良好とはいえないことから、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>2. また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなして検討を行うと、本事例については、<u>元本返済猶予を行っているものの</u></p> <p>① <u>債権の一部を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)へ転換(以下「DDS(デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること</u></p> <p>② <u>当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること</u></p> <p>③ <u>DDSを実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していると見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用さ</u></p>	<p>(解説)</p> <p>1. 本事例において、当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)については、検証ポイント(7. 資本的劣後ローンの取扱い)の要件を全て満たしているのであれば、債務者区分や貸出条件緩和債権の判断において、当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を当該債務者の資本としてみなすことができると考えられる。</p> <p>債務者区分については、その財務内容は、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本としてみなせば、問題がある状況にはないものの、業況については、事業再生が緒についたばかりであり、良好とはいえないことから、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。</p> <p>2. また、貸出条件緩和債権の判断に当たっては、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなすためには合理的かつ実現可能性の高い経営改善経計画の策定が要件となっており、一方でこうした計画が策定されていれば、原則として貸出条件緩和債権の卒業基準を満たすことになることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>れる場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。 <u>等、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハの要件を満たしている場合、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。</u></p> <p><u>3. また、上記3. ③の判断において、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の業績連動型の金利設定としている場合について、現在の金利のみならず、将来、業績が向上した際の金利を含めた当該債務者に対する取引の総合的な利回りを勘案して差し支えない。なお、その場合における将来受けうる金利については、合理的かつ実現性の高い経営再建計画により、算出するものとする。</u></p> <p><u>4. なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハの要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ロに沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)が貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、当該債務者を要管理先として扱うことはしないものとする。(資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの規定(「自己査定」(別表1)の1. の(3)の②の(注)、 「償却・引当」(別表2)の1. の(1)の②のイの(注))参照)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(参考:引当金、開示債権の状況)</p> <p>前期末 引 当 金:75百万円 (500百万円×15%)</p> <p>開 示 債 権:リスク管理債権として、条件緩和を実施していた300百万円を開示。</p> <p>当期末 引 当 金:88百万円 (75百万円(劣後ローン)×100%)+(425百万円(残債)×3%))</p> <p>開 示 債 権:リスク管理債権に該当せず。</p> <p>(事例27) (略)</p>	<p>(参考:引当金、開示債権の状況)</p> <p>前期末 引 当 金:75百万円 (500百万円×15%)</p> <p>開 示 債 権:リスク管理債権として、条件緩和を実施していた300百万円を開示。</p> <p>当期末 引 当 金:88百万円 (75百万円(劣後ローン)×100%)+(425百万円(残債)×3%))</p> <p>開 示 債 権:リスク管理債権に該当せず。</p> <p>(事例27) (略)</p>